

令和六年十二月十三日受領
答弁 第四三三号

内閣衆質二一六第四三三号

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員福田玄君提出保険調剤を担う大手調剤薬局による脱税事案に係る政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員福田玄君提出保険調剤を担う大手調剤薬局による脱税事案に係る政府の対応に関する質問
に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「今般の事例」については、個別の事業者に関することであり、お答えを差し控えたいが、一般論として、御指摘の「脱税事案を引き起こすような保険医療機関等」については、その事案の重大性や悪質性等は個別の事案に応じて様々であると考えられることから、診療報酬又は調剤報酬の不正な請求といった御指摘のような「保険医療の事務手続」における「法令遵守をむね」としない「不適切な事務処理が疑われても致し方ない」かどうかは一概には言えないものと考えており、お尋ねのように「保険薬局指定制解除なども含む厳しい処置をすべき」か及び「健康保険法第七十三条の定むる個別指導や監査を厳しく実施するべき」かについて、一概にお答えすることは困難である。

なお、御指摘のような「事例」であるか否かにかかわらず、今後とも、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の規定や「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成七年十二月二十二日付け保発第百十七号厚生省保険局長通知）等に基づき、個別の事案に応じ、必要な「個別指導や監査」を

行うとともに、故意に診療報酬又は調剤報酬の不正な請求を行った場合等には保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しを行うなど、適切に対処してまいりたい。